

長良川鉄道株式会社  
新型インフルエンザ等対策業務計画 要旨

1. 計画の目的と基本方針

目的 多数の社員が欠勤する事態を想定し、旅客と役職員の安全確保と、国民生活に不可欠な鉄道事業の継続を両立させることを目的とする。

基本方針

- ・生命の安全を最優先とする。
- ・社会機能を維持するため事業を継続する。
- ・状況の変化に臨機応変に対応し、平時からの準備を徹底する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号以下、「特措法」という）第9条第1項の規定により、指定地方公共機関が岐阜県行動計画に基づき作成する「新型インフルエンザ等対策業務計画」とする。

3. 実施体制

国や自治体の対策本部設置公示時、または社長が必要と認めた際は「対策本部」を設置し新型インフルエンザ等対策を適切かつ迅速に実施する。

- ・新型インフルエンザ等対策業務実施にあたっては国土交通省、地方公共団体等と緊密に連携し情報収集等を行う。

4. 具体的な感染防止と備蓄

- ・社内対策: 発熱等の症状がある社員の出勤停止、手洗い、手指消毒・マスク着用等による咳エチケットの徹底、濃厚接触者への対応、社内消毒の実施。
- ・備蓄品: マスク、ゴーグル・フェイスシールド、ゴム手袋、消毒用アルコール、手指消毒液等を常備・管理する。
- ・旅客対応: 駅・車内放送やHPでの情報提供、咳エチケットの啓蒙活動。

5. 社会的貢献（緊急物資輸送）

- ・国や自治体からの要請に基づき、食料等の緊急物資の運搬を行える体制を確保する。

6. 教育・訓練と計画の改善

- ・平時から全社員に対し、感染症知識や予防策の教育、および訓練を実施する。
- ・訓練結果や最新の知見に基づき、本計画を継続的に見直し・改善する。